

たまの・うの港 海の駅 ビジターバース利用規約

◇この規約は、宇野港（たまの・うの港海の駅）のビジターバース施設利用に関する事項を定め、ビジター利用者の安全と利便を図ることを目的とします。

1 利用条件

利用方法：事前予約制（2か月前から3日前まで受付）

※予約状況によりご希望に添えない場合がありますので、事前に電話で空き状況を確認の上、利用の申込みをお願いします。（電話のみの受付はいたしません）

※利用日当日、事前連絡なく予約時間を経過した場合は自動的にキャンセルとします。

係留時間：離着桟は原則8：30から17：00まで（水曜・祝日休み）

係留期間：係留可能期間は1回の利用につき最大72時間まで

2 申込方法

電話で空き状況、係船ビット番号を確認の上、係留施設利用申請書をFAX等にて、係留予定日の3日前までに提出してください。

申込先：（公社）玉野市観光協会（岡山県玉野市築港1-1-3 1階）

電話：0863-21-3486（水曜・祝日休み）

FAX：0863-32-3331

e-mail：info@tamanokankou.com

3 利用料金の納付

利用日当日、船舶を係留後、玉野市観光協会事務所にて「船舶検査証書」を提示の上、利用料金を現金でお支払いください。

4 利用施設

たまの・うの港 海の駅（岡山県営10号・7号浮桟橋）

・桟橋延長 50m（10号桟橋西側21m（①・②）、南側9m（③）が係留可能）

・水深 3m

5 対象船舶

・艇長21m以下、全長満載喫水2.7m以下のビジター船舶（スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶・）（漁船、水上バイク等は係留不可）

・最大係留隻数は係留船舶の全長により、3隻（全長21m：①・② 全長9m：③）となります。

・主な係留保管場所が宇野港外（内航船）の船舶に限ります。

・ヨットは港内帆走禁止であり、喫水はフィンキール等を含むことにご注意ください。

6 利用料金

・1係留1隻につき24時間までごとに

全長が9メートル未満のもの	1,500円
全長が9メートル以上15メートル未満のもの	2,200円
全長が15メートル以上のもの	2,500円

7 利用上の注意事項

- ・宇野港周辺は、定期旅客船や周遊船等を優先した安全航行を心がけ、港内は徐行してください。
- ・他の艇や、港周辺の住民に迷惑がかからないよう利用して頂き、特に早朝や夜間については、騒音を出さないようお願いします。
- ・利用時間は厳守してください。
- ・浮棧橋上にやむを得ず物品を一時的に置く場合は、速やかに片付けて下さい。
- ・宗教や政治をはじめ、営業行為等の活動・勧誘は禁止します。また、反社会的な勢力の構成員・準構成員を乗船させたり、施設を利用させたりすることは禁止します。
- ・浮棧橋からの釣りは禁止します。
- ・浮棧橋へは、各自で用意した係船ロープ等で指定する箇所へ係留してください。
- ・船舶を係留したら、速やかに係留した旨を窓口までご連絡ください。
- ・天候が怪しくなってきたら、無理をせず予約キャンセルの連絡をして引き返してください。
- ・周辺の水深、潮の干潮時刻、日の入り時刻は必ず事前に調べておいてください。
- ・給水、給電、給油は出来ません。またゴミはお持ち帰りください。

8 事故防止等

- ・常に安全、事故防止及び水質汚濁防止に留意してください。
- ・艇を離れる時は、燃料タンクのバルブ、コック等を閉じ、全ハッチを施錠し、船上に物品等を放置しないでください。
- ・電気火災の恐れがあるので、電源に十分留意してください。
- ・水域の汚濁防止には特段の注意を払い、油類等の流出のないよう、十分に注意してください。また、塵埃類等は水面に投棄しないでください。
- ・港内では、遊泳、火気の使用は禁止とします。

9 施設内での事故等に係る取扱い等

- ・当施設は、台風、津波等の天災、盗難、衝突等、管理者の責めによらない事由により生じた損害については、その責を負いません。
- ・ビジター利用者が、港湾施設や他の船舶等に損害を与えた時は、遅滞なく係員に届け出るとともに、当該損害を与えた者がその責任において、その損害を賠償し、また、紛争の解決を図って頂きます。

10 その他

- ・浮棧橋の運用に関しては、予告なしに変更することがありますので、ご了承ください。
- ・緊急時や相談がある場合は、玉野市観光協会（電話：0863-21-3486）までご連絡ください。

たまの・うの港 海の駅

（公社）玉野市観光協会 会長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
緊急連絡先

利用規約を遵守の上、次のとおり係留施設を使用したいので申請します。

使用施設名		たまの・うの港 海の駅（岡山県営10号・7号浮棧橋）			
係留船舶	船名				
	船舶番号及び船舶検査済票の番号	第 一 号	船籍港又は定係港		
	全長	m	総トン数	トン	
	喫水	m	船幅	m	
	所有者	住所	(電話) — —		
	氏名				
使用期間		着岸：令和 年 月 日 時 分から 離岸：令和 年 月 日 時 分まで (注) 利用期間は、7.2時間以内に限ります。			
利用目的					

*当施設には「水」「電気」「燃料」の補給設備はありません。

*ゴミの回収も行っておりません。予めご了承ください。

*利用料金をお支払いの際には、「船舶検査証書」をお持ちください。

*電話で空き状況を確認のうえ、この申請書をFAXまたは、メール等にて、係留予定日の2月前～3日前までに提出してください。3日内の連絡ではお受け致しかねます。

利用料金について

1係留1隻につき24時間までごとに ・全長9m未満 1,500円 ・全長9m以上15m未満 2,200円 ・全長15m以上 2,500円
--

※事務処理欄

令和 年度 No. _____

受付日	利用料金	係船ビット番号	特記事項（備考）
	円		